

床面洗浄ワックス塗布業務委託特記仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 床面洗浄ワックス塗布業務委託
- (2) 業務場所 秋田県秋田市南ヶ丘一丁目1番1号
秋田県立視覚支援学校・秋田県立聴覚支援学校・秋田県立秋田きらり支援学校の廊下・階段・食堂棟等 合計 4,922.8530㎡
- (3) 履行期間 契約日から令和2年9月30日まで
- (4) 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 平成30年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(以下共通仕様書という)による。

2 業務内容

- (1) 業務の範囲
- ① 業務は廊下・階段・食堂棟等の床面洗浄及びワックス塗布等作業とし、範囲は「床面洗浄ワックス塗布業務面積積算書(別紙)」のとおりとする。
 - ② 床面洗浄は、汚れの状況等に応じ剥離洗浄等の適正な清掃を行うものとする。
 - ③ ワックス塗布は、いわゆるシックスクール症候群等に配慮した液剤を使用し、塗布を行うものとする。なお、床面の汚れ、傷が激しい場合は二度塗り等床面の傷を目立たなくする工夫をすること。
- (2) 作業留意内容
- ① 床面洗浄及びワックス塗布は、床材の材質に適応した液剤等を使用し、床面の汚損、変質等に留意すること。
 - ② 作業に当たっては、適正な機材を使用するとともに、技術の優れた者を配置すること。
 - ③ じんあい及び汚物等のゴミは、所定の場所に搬出するものとする。
- (3) 業務実施日時
- 作業日及び作業時間等については発注者と協議することとするが、概ね次の作業予定とする。
- ・夏季休業中 7月24日～8月25日
 - ・夏季休業中以外の土・日曜日等の学校休業日
- (4) 業務完了報告
- 業務を終了したときは、業務完了報告書を提出するものとする。

3 業務に従事する者

業務責任者は次のいずれかの資格等を有する者を選任すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・ 清掃作業監督者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）施行規則第25条第2号）
- ・ 建築物環境衛生管理技術者（建築物衛生法第7条第1項）
- ・ ビルクリーニング技能士（職業能力開発促進法第44条第1項）
- ・ 業務経験6年以上程度の者

4 負担区分

委託業務の実施に要する機械、器材及び材料はすべて受注者の負担とする。ただし、委託業務の実施に要する光熱水費の使用料については、発注者の負担とするが、使用する場合は極力節約に努めること。

5 その他

- (1) 作業実施に当たっては、来校者及び校舎内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。
- (2) 精密機械・機器の設置場所の作業に当たっては、衝撃、ごみ、火気及び湿気等が発生することがないように十分に注意して作業を実施すること。
- (3) 電源を使用する場合は、容量オーバーによる停電が起きないように注意すること。
- (4) 建物、工作物、器具及び備品等に棄損を発見したとき又は損害を与えたときは、直ちに施設管理責任者に報告すること。
- (5) 建物環境において、不衛生な措置をとらないこと。
- (6) 事故防止のため作業中途での休憩及び作業終了後は各用具、資材の整理整頓並びに格納を行い安全で清潔な管理を行い、作業事故、来校者等の事故防止に努めること。
- (7) この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。